

掛川市外国人児童生徒支援検討委員会報告

平成22年3月15日

掛川市外国人児童生徒支援検討委員会

掛川市外国人児童生徒支援検討委員会報告

1 外国人児童生徒支援検討の背景

近年、掛川市に在住する外国人数は増加傾向にあり、それに伴い幼稚園・保育園・小学校・中学校に在籍する園児・児童・生徒数も増加している。

平成21年5月1日現在、幼稚園・保育園には79人の外国人園児が在籍している。また、小中学校に在籍する児童生徒数は268人であり、平成18年度の在籍数180人と比べると約1.5倍の増加である。

園・小中学校に通う外国人園児児童生徒は、園・学校への適応や日本語の習得などにおいて様々な困難を抱えて生活している場合が多い。

外国人園児児童生徒を受け入れる園・学校では、個別の支援や指導に十分対応しきれない現状がある。外国人園児児童生徒の保護者においては、日本語の理解が十分でないことや母国との文化や教育システムの違いなどによって、子どもの教育の受け止め方や考え方には個人差がある。さらに、景気後退によって外国人の家庭は大きな影響を受け、生活や子どもの教育に支障が出てきている。

そこで、外国人の子どもの教育への配慮や支援を行い、教育を受ける権利を保障する必要があると考え、その検討のために本委員会が設置された。

掛川市外国人児童生徒支援検討委員会では、掛川市の外国人園児児童生徒の教育における現状を把握し、課題を解決するための支援のあり方を検討し、その結果をまとめ以下のとおり報告する。

2 掛川市の外国人園児児童生徒の教育にかかわる現状と課題

(1) 就学についての現状と課題

掛川市に外国人登録をする就学年齢の子どものうち、公立の小中学校に在籍するのは、約半数であり、残り半数の状況把握は困難である。外国人学校に通学する子どももいるが、教育を受けない不就学の子どもが存在していることが予想される。

公立の小中学校に在籍していない子どもの実態を把握することと不就学者をなくすことが掛川市としての課題である。

(2) 園・学校での現状と課題

① 日本語指導・学習指導

掛川市の幼稚園・保育園・小中学校に在籍する外国人園児児童生徒の多くが日本語の指導を必要としている。日本語の理解が十分でないために学習についていけない子どもも多い。

外国人園児児童生徒への日本語指導を充実させることは、外国人園児児童生徒教育における重要な課題である。

② 適応、生徒指導上の諸問題等

外国人児童生徒の中には、日本の学校生活に適応できない子どもがいる。

外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応し、安心して学習できるような支援体制が十分でないことが課題である。

③ 指導体制

教師は、外国人児童生徒への日本語指導や個別の支援をする時間が十分にとれないことや保護者との連携が難しいことに負担を感じている。

外国人児童生徒を受け持つ教師に対する支援を行う必要がある。

④ 進路指導

外国人児童生徒は、言葉の問題等があり、中学校卒業後の進路指導が難しいという状況がある。

生徒や保護者に対しての進路に関する情報提供や生徒の実態に応じた適切な進路指導を行う必要がある。

⑤ 保護者との連携

保護者は日本語を理解できないことが多く、子どもの教育への支援が十分にできないことがある。

保護者が日本の学校の教育について知り、子どもの教育について考え、親として子どもに支援することができるような体制を整える必要がある。

(3) 家庭や地域での現状と課題

子どもは日本語を覚えるが、保護者が日本語を理解しない場合、家族でのコミュニケーションが難しいという問題がある。また、日本語と保護者の母語のどちらも十分に習得できず、思考するための言語をもてないまま成長する子どもが出てきた。成長とともに自分の出自に悩む子どももいる。また、地域の

住 民と外国人の家庭が互いに交 流を持ちたがらないため、外国人の家庭が
こりつ
孤立しがちであるという現 状もある。

こ
子どもの教 育を支える家庭での問題を解決するための支援も必要である。

(4) 保護者の職場での現 状と課題

掛川市では、派遣契約で働く労働者が多いという現 状がある。景気後退の
えいきょう う
影響を受け、職 を失ったり生活が不安定になったりした外国人が多い。日本
で生活するためには、外国人も日本語が理解できないと就 労が困難な状 況
である。

保護者の生活の不安定さが子どもの教 育に大きな影 響を与えているため、
保護者の生活の安定が課題である。

3 これからの外国人園児児童生徒及び保護者への支援のあり方

(1) 実態把握・就 学促進

掛川市で生活する全ての外国人の子どもが教 育の機会を得られるように
就 学を支援する仕組みを作ることが大切である。

① 掛川市は、外国人の子どもが就 学状 況を調査し、把握するように努め
る。

② 掛川市は、小学校入 学時や転 入時に日本の学校制度について説明し、
丁寧な就 学案内を行う。特に小学校入 学時の就 学促進に力を入れる。
そのために就 学相談のための場を設置し、就 学案内や就 学援助制度など
の教 育に関連する情 報を確実に提 供する。

(2) 園・学校の外国人園児児童生徒への支援

園・学校に入 園・入 学した園児児童生徒が日本の園・学校に適応するため
に、必要な適応指導や日本語指導を充 実させる必要がある。

① 初期支援・日本語指導

小 中 学校に就 学した外国人児童生徒が学校生活に適応し、安心して学ぶ
ために初期支援や日本語指導の充 実を図ることが大切である。

ア 掛川市は、学校への支援員の配置、初期支援教 室の設置などの方法に
より、初期支援を充 実させ、学校生活への円滑な適応を図る。また、

「日本語教室（仮称）」を設置するなどして、小中学校に就学した
外国人児童生徒が継続して日本語を学ぶための支援を行う。

イ 園・学校は、支援員などの人材を有効に活用し、外国人園児児童生徒への
適応指導や日本語指導を行う。

② 学習指導

外国人児童生徒の学力の向上のために効果的な学習指導を行うことが
大切である。

ア 掛川市は、教員の指導力の向上のために指導方法を学ぶ機会を設け
研修参加への支援をするなどの取組を行う。

イ 学校においては、JSLカリキュラムの活用、少人数指導や放課後勉強
教室などの工夫によって、外国人児童生徒の学力向上のための指導を
充実させる。また、個に応じた家庭学習を与え、継続的に学習する習慣
を育てる。

③ 教育相談

生徒指導上の問題への対応や適切な就学指導のために外国人園児児童生徒
の教育相談体制を整える必要がある。

ア 掛川市は、生徒指導上の問題への対応や子どもの心の安定のため、通訳
ができる支援員を派遣するなどして、園・学校の教育相談体制を整える
支援を行う。

イ 園・学校は、外国人園児児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などの問題
に対して、支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーな
どを活用して専門的な機関との連携を図り解決にあたるようにする。また、
特別支援教育が必要な園児児童生徒に対して、支援員を活用するなどして
就学指導や支援を行う。

④ 国際理解教育

外国人園児児童生徒を受け入れる園・学校では、互いの文化の違いを認め合
い、理解し合って共に生きていこうとする心を育む取組を充実させること
が大切である。

ア 学校では、総合的な学習の時間や教科、道徳の時間などを活用して、
外国人児童生徒と日本人児童生徒との相互理解を深める取組を行う。互い
の文化の違いを認め合い、理解し合って共に生きていこうとする心を育む

とりぐみ じゅうじつ
取組を充 実させる。

⑤ 指導体制の整備

がいこくじんえんじじどうせいと きょういく えん がっこうぜんたい と く ひつよう
外国人園児児童生徒の教育は、園・学校全体で取り組む必要がある。

ア 園・学校は、指導を直接担当する教員のみでなく、全体で共通理解
して外国人園児児童生徒の教育に取り組む体制づくりを図る。

イ 掛川市は、外国人児童生徒の教育にあたる加配教員の必要性や指導の
成果を県・国に訴えていく。

⑥ 進路指導

がいこくじんじどうせいと ほんにん ほごしや きぼう にほんごのうりよくとう こうりよ
外国人児童生徒においては、本人や保護者の希望や日本語能力等を考慮し
て丁寧に進路指導を行うことが大切である。

ア 掛川市は、「進路説明会」などの進路に関する情報を提供する機会をつ
くる。

イ 学校は、支援員、ハローワークなどを活用して外国人児童生徒及び保護者
に学習の状況や進路に関する情報を確実に提供する。

ウ 学校は、外国人児童生徒や保護者の希望、日本語能力等を考慮して将来
を見通した進路指導を行う。

⑦ 保護者への支援

えん がっこうきょういく たい ほごしや りかい え ほごしや しえん おこな
園・学校教育に対する保護者の理解を得るために、保護者への支援を行う
必要がある。

ア 掛川市は、「教育相談センター（仮称）」を設置し、教育に関する保護者
の相談に応じることができるようにする。また、県教育委員会やNPO
法人掛川国際交流センター等と連携を図り、可能な限り保護者が必要とす
る言語での対応ができる体制整備を行う。

イ 園・学校は、翻訳やふりがなをつけるなどの方法で便りを作成し、必要な
情報を保護者に伝える。

ウ 園・学校は、組織や運営方法を工夫をするなどして、外国人の保護者がP
TAの活動に参加しやすい環境づくりに努める。

(3) 外国人の家庭への支援

がいこくじん かてい しえん
外国人園児児童生徒が教育を受ける機会を保障するためには、安定した家庭
生活を送るための支援をする必要がある。

① 相談体制整備

ア 掛川市は、外国人が、生活や教育について必要な情報を得たり、相談したりできる体制を整える。

② 日本語の習得

ア 掛川市は、保護者が子どもとともに日本語を学ぶ場をつくる。

③ 母語の指導

掛川市は、母語を大切にしたいという願いをもつ人のために「母語教室」を設置するなどして支援を行う。

4 関係機関・地域・企業等との連携

外国人の子どもへの教育への支援を充実させていくためには、関係する機関・地域・企業などとの連携が欠かせない。

(1) 関係機関・地域との連携

① 教育委員会、地域振興課、掛川国際交流センター、福祉課等との連携を図り、支援を必要とする園児児童生徒や保護者、園・学校に対してより効果的な支援ができるようにする。

② 園・学校は、その実情に応じて地域のボランティアやNPO、ハローワーク等の協力を得て、外国人園児児童生徒へ支援する体制や仕組みを作る。

(2) 企業との連携

掛川市は、外国人を雇用する企業と連携して、子どもの教育を支援する。就学案内配付、従業員の相談に応じる体制整備などの方法で子どもの教育充実のために企業の協力を得られるようにする。

5 おわりに

日本で生活する外国人の子どもが教育を受け、社会人として自立していくためには、保護者を含め、様々な支援の手を差し伸べることが必要である。その支援は、物や資金などの直接的な支援だけではなく、外国人の保護者や子ども自身が将来を考え自立することができるための支援であることが大切である。外国人が日本での生活に馴染み、よりよい共生社会になるよう、掛川市での教育支援の充実を望む。

掛川市外国人児童生徒支援検討委員会委員

No.	役職	氏名	備考
1	委員長	黒田 幸子	横須賀小学校長
2	副委員長	竹原 一人	中央小学校教頭
3	委員	杉山 好美	中小学校教諭
4	委員	鈴木 亜希子	外国人児童生徒等支援員
5	委員	松浦 彩美	NPO法人掛川国際交流センター
6	委員	辻 カルロス	城北小学校保護者
7	委員	シュレスタ ソバ	中央小学校・西中学校保護者
8	委員	奥洞 悦雄	ハローワーク掛川所長
9	委員	名倉 利幸	(株) キャタラー 総務部長
10	アドバイザー	佐藤 一朗	静岡県総合教育センター指導主事
11	アドバイザー	鳥居 泉	静岡県総合教育センター 外国人児童生徒相談員スーパーバイザー
12	アドバイザー	細川 勝美	児童相談員

事務局

No.	氏名	備考
1	杉浦 靖彦	教育長
2	内海 和夫	教育次長
3	青野 雅和	学校教育課長
4	平出 行良	幼児教育課長
5	杉山 仁	学校教育課 課長補佐兼指導管理係長
6	山田 文子	学校教育課 主席指導主事
7	田中 浩美	学校教育課 指導主事 (担当)
8	岩清水 久美子	幼児教育課 指導主事
9	鈴木 久裕	市域振興課市民活動支援係長